

- 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）  
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><b>第9 事業計画の変更</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 団体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業費であって、告示<u>第2号</u>に規定されているものについての変更</p> <p>3～8 (略)</p>	<p><b>第9 事業計画の変更</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 団体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業費であって、告示<u>第3号</u>に規定されているものについての変更</p> <p>3～8 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。